

[事案 21 - 59] 契約無効確認・既払保険料返還請求

・平成 22 年 8 月 31 日 裁定終了

< 事案の概要 >

契約時、生命保険商品であることや商品のリスクや等に関する募集人（銀行員）の説明が不十分であったとして、契約を取り消し、支払済みの一時払保険料全額を返してほしいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 20 年 11 月、銀行を訪れた際に募集人（銀行員）から勧められ、「積立利率金利連動型年金」の 10 年保証期間付終身年金タイプを契約したが、下記のとおり、募集人の説明不十分により、同銀行の「10 年満期定期預金」と誤認して加入申込みをした。契約を取り消して、払い込んだ一時払保険料全額を返してほしい。

(1) 契約時、募集人は、生命保険会社の保険商品であることの説明をしなかったことから、保険契約をした認識はなく、10年満期で積立利率が1.48%の大変有利な銀行の定期預金の一種と思って申込みを行った。

(2) 当該年金契約は保証期間が10年であり、払込保険料相当分を受け取るには94歳まで生存しなければ元本を回収できないというリスク等について説明せずに、短時間で契約させた。

< 保険会社の主張 >

下記のとおり、募集経緯に特段の瑕疵はなく、契約は有効に成立しており、契約の取消請求に応じることは出来ない。

(1) 募集人は、本契約の保険商品の提案に当たって「生命の」と話しながら募集資料を提示している。商品説明に使用した資料には「生命保険」が表記されている。

(2) 契約は申込書に自署・捺印し、自ら「即時年金特則」「年金保証期間」「継続年金受取人」等の記入を行い、年金振込口座届の自署・捺印および振込口座の記入も行っている。このことから、申立人は、当該申込が募集銀行の定期預金の一種ではなく、当社の年金商品であることを認識していた。

(3) 年金設計書には、保証期間(10年)の年金受取確定金額700万円余が明記され、設計書を用いて募集人から申立人に対して年金受取確定金額の説明が行われた。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人の主張は、消費者契約法（第 4 条 1 項 1 号及び同条 2 項）による取消しおよび民法（第 95 条）による錯誤無効の主張であると解されるので、上記主張が成立するか否かの点について、双方から提出された書面、申立人および募集人からの事情聴取の内容にもとづき、下記のとおり審理した結果、本件申立内容には認める理由がないので、生命保険相談所規程第 44 条により裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

(1) 申立人が、募集人から、申立契約について、保険会社の保険商品ではなく募集銀行の定期預金であるとの説明を受けて、そのように誤信したか否かの点について

パンフレット、年金試算設計書、契約締結前交付書面、意向確認書兼適合確認書その他当事者提出の証拠のいずれからも、申立人が申立契約が募集銀行の定期預金であると誤信するような記載は認められず、むしろ、申立契約が相手方会社の年金保険であることが、明記されていると評価せざるをえない。

募集人が、パンフレットおよび年金試算設計書などの資料を申立人に見せながら、申立契約の内容を説明したことは、当事者間に争いが無いが、そうであるとすると、募集人が、パンフレットの明記に反して、本件が保険会社の保険商品であることや、生命保険である

ことを説明しなかったことは考えられず、これを見ながら説明を聞いていた申立人が申立契約を募集銀行の定期預金であると誤信したと認定することも困難である。

よって、この点に関して、募集人の重要事項についての不実告知（消費者契約法第4条1項1号）ないしは、申立人の錯誤（民法第95条）があったと認めることはできない。仮に、本当に錯誤があったとしても、上記の経緯から、申立人には重大な過失^{〔注〕}があったと考えられる。

- (2) 「10年保証期間付終身」の年金累積受取額が、一時払保険料相当額を上回るためには20年かかることについて、募集人が申立人に対し説明をしなかったため、申立人がそのようなリスクがないと誤信して契約したか否かについて

申立人が募集人より説明を受けた年金試算設計書の「年金受取累計額の推移欄」には、経過年数10年と経過年数20年の年金受取累計額のそれぞれの記載があり、10年経過時点では一時払保険料の約半分しか回収できず、20年経過して初めて一時払保険料を上回る金額を受け取ることができるということが分かる。

募集人は事情聴取の際、勧誘時のやりとりの中で、平均余命から申立人の年齢では今後20年間に亘る年金が必要であるという話になり、申立契約の年金試算設計書を作成し、申立人に説明を同設計書にマーカーを引いて行った旨発言したが、申立人提出の同設計書には、20年の金額部分にマーカーが引かれており、少なくとも募集人は20年で累計して一時払保険料を上回る年金を受け取れることを申立人に説明したと推定できる。

申立人は、この点の説明を受けていないと主張するが、募集人から年金試算設計書を見せられて説明されたこと自体は認めており、説明を受けたとする積立利率等のすぐ下に記載され、マーカーが引かれている年金受取累計額について説明されていないとすることは不自然である。

よって、本件においては、募集人が、加入後20年経過しないと年金累計受取額が一時払保険料を下回るとの不利益を告げなかったとは認定できず、募集人の不利益事実の不告知（消費者契約法第4条2項）及びリスクについての申立人の錯誤（民法第95条）は、いずれも認められない。仮に申立人が、本当にそのような錯誤に陥ったとしても、上記の経緯から申立人には重大な過失^{〔注〕}があったと判断せざるを得ない。

【注】重大な過失とは、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかな注意をすればたやすく結果を予見することができた場合であるのに漫然と見過ごしたような著しい注意欠如があること。

- (3) 申立人は、募集人が説明に要した時間が短時間である旨主張するが、申立人の主張する1時間30分程度の説明が、格別短いものであるとは判断できない。